

# 老齢基礎年金 業務支援ツールの使い方

チャプタータイトル ♪～



MC :

これから、「老齢基礎年金業務支援ツール」についてご説明します。老齢基礎年金の業務支援ツールは、

メインツールとして使用する「お手続きガイド」、  
相談時に使用する「相談シート」、  
年金請求書の受理時にお渡しする「説明事項のご確認」および「お手続きの完了について」、  
次回までにご用意いただく持ち物を案内する「必要書類リスト」、  
資料集としての「ハンドブック」

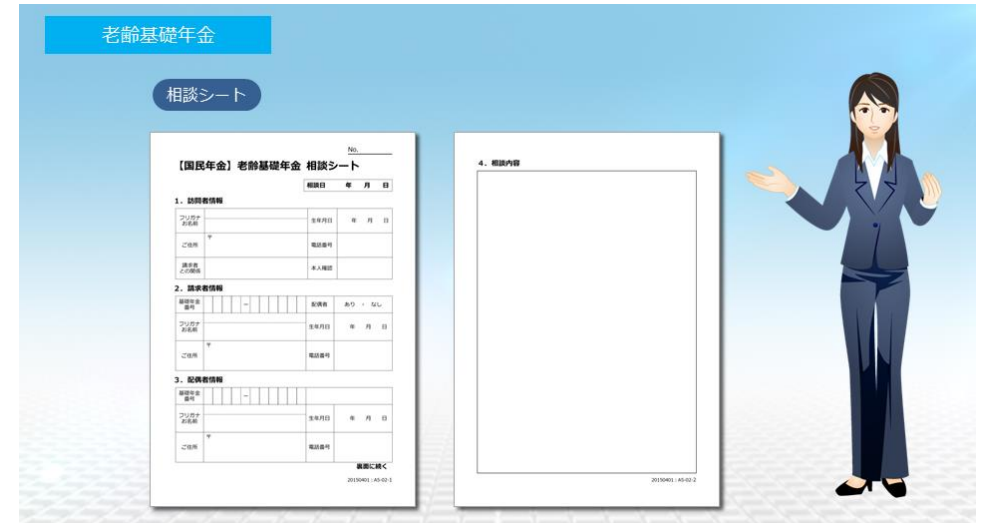
によって構成されています。これらのツールについて順番に確認していきましょう。



MC : (お手続きガイド)

お手続きガイドは、老齢基礎年金の業務内容全体を示した「お手続きガイド（表紙）」、それぞれの業務内容に対応するお手続きカードの No. がわかる「お手続きカード（表紙）」、具体的な制度の内容や必要な手続きについて記載された「個別のカード」で構成されています。また、お手続きガイドの後半には必要書類の一覧や記載例、参考資料等が掲載されています。

それぞれのカードは、被保険者・受給者のニーズにあわせて個別に提示し案内することを想定して作成しています。お手続きガイドの具体的な中身については、後ほどご説明します。



MC : (相談シート)

「相談シート」は、老齢基礎年金に関する相談の際に、訪問者、請求者、および請求者の配偶者に関して必要な情報を書き取るために使用します。個人情報に加えて、相談内容を自由に記述できる欄を大きく設けてありますので、資格取得年月日、資格喪失年月日、保険料納付済期間や免除期間、繰上げや繰下げの希望などについて忘れないようにメモしてください。

年金の受取り見込額を案内するための計算シートや、繰上げ繰下げの注意点を1つ1つ確認しながら説明するためのチェックリストなども掲載してありますので、必要に応じて活用してください。

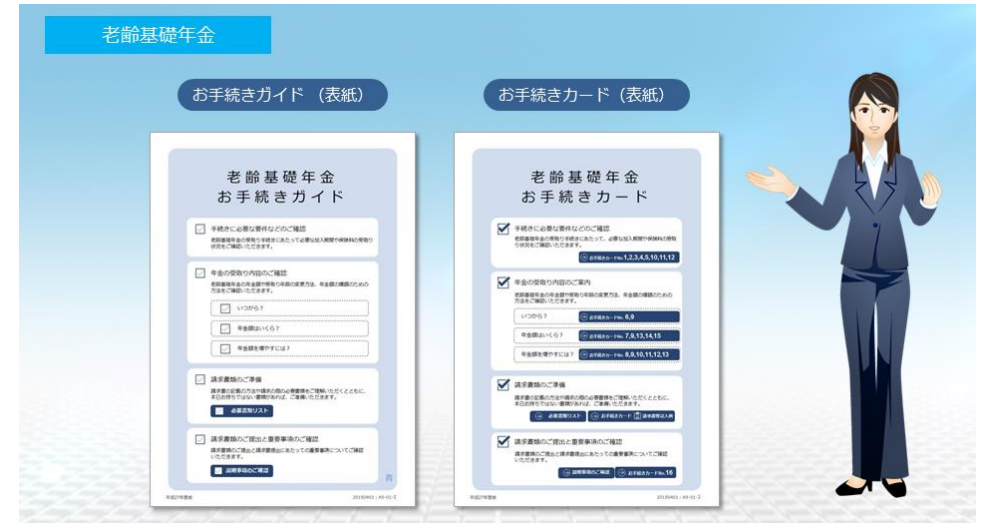




MC：（必要書類リスト）

「必要書類リスト」は、手続きが完了しなかった場合に、次回来訪時または郵送等でご用意いただきたい資料を取りまとめたものです。このリストにチェックを入れて来訪者にお持ち帰りいただくことで、被保険者・受給者からの窓口への問い合わせを減らし事務の円滑化を図ります。

「説明事項のご確認」、「お手続きの完了について」、および「必要書類リスト」については、どれもお持ち帰りいただくことを想定しています。



MC：（お手続きガイド（表紙）／お手続きカード（表紙））

それでは、お手続きガイドについて具体的な中身をみていきましょう。

「お手続きガイド（表紙）」は業務内容の全体像が示されており、来訪者のニーズを確認し、それに応じた説明を構成する際に役立ちます。

「お手続きカード（表紙）」には、手続きや説明内容に応じて使用すべきカードNo.が示されています。説明を行う際に手元に置いておくこと必要なカードを素早く探し出すことができます。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.1-1 受給資格期間**

年金の受取りに必要な資格期間

① 国民年金の保険料を納めた期間

② 国民年金保険料の免除、学生納付特例等の特例を受け取った期間（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間とみなすこと）

③ 昭和20年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間

④ 志願者被保険者であった期間

25年以上

**No.1-2 受給資格期間**


受給資格チェックフローチャート

期間合計が25年以上ありますか？

はい → 受給資格あり

いいえ → 期間不足 → 25年以上に満たない期間を特定 → 25年以上に満たない期間を特定 → 25年以上に満たない期間を特定

※1：年金の受取りに必要な加入期間は、25年から10年に短縮される可能性があります。



MC：(No.1 受給資格期間)

No.1のカードは、老齡基礎年金の受取りに必要な資格期間として計算できる期間について記載しています。この受給資格期間は、「保険料納付済期間」「保険料免除期間」「合算対象期間」の合計によって計算されます。これらの期間を合計しても25年未満となる場合の法令上の特例についてもフローチャート形式で説明しています。来訪者が年金の受取りに必要な資格期間を満たしていない場合には、このカードを使って説明をしてください。

今後、年金の受取りに必要な資格期間が10年に短縮される可能性がありますので、25年以上の受給資格期間を満たさない場合であっても、将来的には年金を受け取ることができる可能性もあることについて説明しておきましょう。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.2-1 保険料納付済期間**

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が25年以上であればよい。

25年以上


保険料納付済期間 保険料免除期間 合算対象期間

保険料納付済期間

保険料納付済期間は、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- ① 国民年金被保険者および昭和20年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
- ② 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- ③ 国民年金免除期間について保険料を納めた期間
- ④ 国民年金免除期間について保険料を納めた期間
- ⑤ 国民年金免除期間について保険料を納めた期間
- ⑥ 国民年金免除期間のうち20歳以上の期間
- ⑦ 国民年金免除期間のうち20歳以上の期間
- ⑧ 国民年金免除期間のうち20歳以上の期間
- ⑨ 国民年金免除期間のうち20歳以上の期間
- ⑩ 国民年金免除期間のうち20歳以上の期間



MC：(No.2 保険料納付済期間)

No.2のカードは、「保険料納付済期間」について説明しています。「保険料納付済期間」として年金の受給資格期間に算入できる期間が具体的に記載されています。第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間は「保険料納付済期間」となりますが、20歳未満および60歳以上の期間は「保険料納付済期間」ではなく「合算対象期間」となりますので注意してください。



老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.5-1 受給要件を満たす方法は？**

後納 No.11

後納制度とは、納付期間により定められたがまだなかった国民年金会費納付について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、平成10年分まで納めることのできる制度です（後納分を指します）。この後納制度を利用することで、納付し開始がなかったことにより年金の開始ができなかった方が年金受給資格を確保しやすくなります。

国民年金の任意加入 No.10

受給要件を満たしていない場合、65歳に達した日の属する月以後（申請された月以降、70歳に達した日の属する月以降まで）で、任意加入し、その期間を満了することにより、受給権を確保することができます。ただし、申請された月より開始にさかのぼって加入することはできません。

**No.10** 任意加入

**No.11** 後納

MC : (No.5 受給要件を満たす方法は?)

No.5のカードは、老齡基礎年金の受給要件を満たさない場合に、「後納」や「任意加入」によって受給要件を満たすことができる可能性があることを説明しています。

後納制度や任意加入制度の具体的な説明は、お手続きカード No.10と No.11を使って行ってください。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.6-1 いつから受け取れる？**

受取り開始年齢 No.9

**原則 65歳**

60歳 ← 繰上げ → 65歳 ← 繰下げ → 70歳

- 繰上げ請求は繰上げから取り始めることができ、年金は減額される。
- 繰下げ請求は繰下げから取り始めることができ、年金は増額される。

いつからいつまで受け取れるのか

<原則>  
65歳に達した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、おしくならに毎月固定する月までの年金を受け取ることができます。  
例：65歳の誕生日が4月20日の場合  
5月分からの受給から4月20日の属する月分まで受け取ることができます。

<繰上げ請求・繰下げ請求>  
65歳に達した日以後に繰上げ請求することができます。  
65歳に達した日以前に繰上げて65歳未満で請求することができます。  
請求または申請した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、おしくならに毎月固定する月までの年金を受け取ることができます。

**No.6-2 いつから入金されるのか**

いつから入金されるのか

<最初の入金>  
・初年度の方は、例年12月または翌年度の1月（または前年度末）に入金されます。  
・原則に受け取れるのは、受取り開始月から前月の属する月分です。  
例：受給権を5月に取得し、最初の入金があるのは、受取り開始月である6月の属する月分（6月の年金額）が、8月15日に入金されます。  
※年金受給資格期間によっては、入金が行われずすることがあります。

5月 6月 7月 8月 9月 入金  
受給権取得日 受取り開始月 年金請求書届 最初の受給月 9/15

<通常の入金>  
・例年12月15日に入金されます。  
・12月15日（例年）の属する月の属する月分に入金されます。例年12月15日（例年）の属する月分に入金されます。

例：通常の受給権の入金  
12月15日に年金が支払われます。

8月 9月 10月 入金  
12/15

MC : (No.6 いつから受け取れる?)

No.6のカードは、年金の受取り開始年齢、受け取れる期間、入金のタイミングについて案内するときに使用してください。繰上げ請求や繰下げ申出を行うことができる期間などについても記載があります。

入金に関する具体例を示した図も掲載されていますので、年金の請求手続きを行ってから実際に入金されるまでに最大で約4か月程度かかることを説明しておきましょう。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.7-1 いくら? - 年金額の計算 -**

老齢基礎年金の受取り年金額 (平成27年度の額)

年金額 (月額) = 年額 **780,100円** (月額65,008円)

<老齢基礎年金の計算式>

※計算対象となった100円未満の端数は、50円以上100円に切り上げ、50円未満は切り捨てます。

平成21年4月以後 (かつ) の期間

保険料納付済月数	全額免除月数	450/1	半額	450/2
納付済月数	月数	納付済月数	納付済月数	納付済月数
780,100円 ×	+4/8	×5/8	+6/8	×7/8
480月 (40年)				

平成21年3月以前 (まで) の期間

保険料納付済月数	全額免除月数	450/1	半額	450/2
納付済月数	月数	納付済月数	納付済月数	納付済月数
780,100円 ×	+2/8	×3/8	+4/8	×5/8
480月 (40年)				

※以下の要件に該当する場合は、上記計算式を用いる。

保険料納付済月数	全額免除月数	450/1	半額	450/2
納付済月数	月数	納付済月数	納付済月数	納付済月数
480円 (40年)				

**No.7-2 いくら? - 年金額の計算 -**

付加年金の受取り年金額 (年額) No.13


200円 × 付加保険料の納付月数

繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額 (年額) No.9

(老齢基礎年金 + 付加年金) の年金額 × 受給率

加算加算の受取り額 (年額) No.14

224,500円 × 生年月日ごとに政令で定める率



MC : (No.7 いくら? - 年金額の計算 -)

No.7のカードは、老齢基礎年金の受取り年金額の計算方法について説明しています。平成21年4月以後と3月以前の期間とでは、計算式が変更になっているため注意してください。

「付加年金の受取り年金額」、「繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額」および「振替加算の受取り額」についてもそれぞれ計算方法が掲載されています。年金の受取り見込額を案内する場合にはこのカードを活用してください。

ただし、保険料納付済月数、全額免除月数、4分の1納付月数、半額納付月数、および4分の3納付月数の合計が480月を超える場合は、このカードの計算式とは異なる計算を行いますので注意してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.8-1 増やす方法は?**

追納 No.10

保険料の納付費用が滞りまたは滞りすぎた期間の保険料を後から納付することにより、保険料の滞りによる年金額の減額を修正することができます。

後納 No.11

納付期限により納付できなかった期間の国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの期間に限り、過去10年分まで追納することができます (追納料を払います)。この追納料を支払うことで、年金額を増やすことができます。納付した期間が不足したことにより年金額の減額がなかった方が年金額加算を受けられる場合があります。

特例追納 No.12

特例追納とは、第3期納付済日から第1期納付済日になるまでの取り残し未納期間について、平成24年10月1日以後、平成27年9月30日までの期間に限り、過去10年分まで納付することによって、年金額を増やすことができます。この特例追納料を支払うことで、年金額を増やすことができます。納付した期間が不足したことにより年金額の減額がなかった方が年金額加算を受けられる場合があります。


**No.8-2 増やす方法は?**

国民年金の任意加入 No.10

65歳に達した日 (65歳誕生日の前日) の前3ヶ月の毎月定額で、国民年金を任意加入して納付し、国民年金の納付を完了している場合は、65歳以降 (卒した日以降) でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、納められた月数にさかのぼって加入することはできません。

繰下げ申出 No.9

65歳以後70歳までに、年金を受け始める時期を遅らせることにより、受け取る年金額に応じて一定の割合で年金額を増やすことができます。



MC : (No.8 増やす方法は?)

No.8のカードには、年金額を増やすための方法が記載されています。「追納」、「後納」、「特例追納」、「任意加入」および「繰下げ申出」について簡単に説明しています。

各制度の具体的な内容については、それぞれ用意されている個別のお手続きカードを使って説明してください。これらの制度を利用する場合のメリットとデメリットについて丁寧に説明し、被保険者自身の判断で選択いただくことが重要です。



老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.9-1 繰上げ受給・繰下げ受給**

受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

年齢	繰上げ率 (%)	受給額 (円)
41歳	76.0%	592,900
42歳	78.0%	609,200
43歳	80.0%	626,500
44歳	82.0%	643,800
45歳	84.0%	661,100
46歳	86.0%	678,400
47歳	88.0%	695,700
48歳	90.0%	713,000
49歳	92.0%	730,300
50歳	94.0%	747,600
51歳	96.0%	764,900
52歳	98.0%	782,200
53歳	100.0%	799,500

※標準年金受給額(標準報酬月額×20.0%)  
標準報酬月額: 799,500円  
標準年金受給額: 159,900円

**No.9-2 繰上げ受給・繰下げ受給**

繰上げ・繰下げ受給の増減率 (%)

年齢	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)	繰上げ率 (%)
41歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
42歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
43歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
44歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
45歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
46歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
47歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
48歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
49歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
51歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
52歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
53歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
54歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
55歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
56歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
57歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
58歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
59歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
60歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
61歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
62歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
63歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
64歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
66歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
67歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
68歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
69歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
70歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※繰上げ・繰下げ受給率(標準報酬月額×20.0%)  
繰上げ率: 20.0%  
繰下げ率: 20.0%

MC : (No.9 繰上げ受給・繰下げ受給)

No.9のカードは、年金の受取り開始年齢を繰上げ、または繰下げた場合の年金額の増減や注意点が記載されています。年金受給率は生涯同じであること、取消、変更はできないことなど、繰上げ、繰下げの注意点については丁寧に説明してください。

また、No.9-2に掲載されている計算例などを用いて、繰上げや繰下げを行った場合と行わなかった場合とで、最終的に受給できる年金累計額にどのような違いが出るのか理解していただくことも大切です。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.10-1 任意加入**

年金額を増やすには

65歳に達した日(65歳誕生日の前日)の属する月の前月までの額、標準報酬月額に加入して得た額、標準報酬月額に加入して得た額、60歳未満(60歳に達した日以後)でも任意加入した上で、標準報酬月額に加入して得た額を増やすことができます。ただし、加入された月より前にさかのぼって加入することはできません。

年金額を増やすことが可能な方法

年金額が増える(100%)

加入期間

65歳に達するまでの間(標準報酬月額)

60歳 65歳

35歳 (420円) 納付額 780,100円 納付

420円 480円 780,100円 × 480円

780,100円 480円 780,100円 × 480円

682,600円 780,100円

97,500円 プラス

納付方法

任意加入の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となります。

任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市町村窓口にて手続きを行ってください。

**No.10-2 任意加入**

受給要件を満たすためには

受給要件を満たしている場合、65歳に達した日(65歳誕生日の前日)の属する月の前月までの額、標準報酬月額に加入して得た額、60歳未満(60歳に達した日以後)でも任意加入した上で標準報酬月額に加入して得た額を増やすことができます。ただし、加入された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入要件を満たすことができない場合は、2つの特例期間に任意加入が可能です。

任意加入が可能な方法

任意加入期間(25年)を満たしていない

任意加入期間(25年)を満たしている

65歳に達するまでの間(標準報酬月額)

60歳 65歳 70歳

任意加入可能(受給要件を満たすまで)

納付方法

任意加入の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となります。

任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市町村窓口にて手続きを行ってください。

MC : (No.10 任意加入)

No.10のカードは、年金額を増やすため、または受給要件を満たすために利用する任意加入について説明しています。受給要件を満たしているかどうかなど被保険者ごとの状況によって加入可能な期間が異なりますので注意してください。また、申出された月より前にさかのぼって加入することはできないことも説明が必要です。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～


**No.11-1 後納** (詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ)

**後納制度**  
 後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの期間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすこともできます。納付した期間が不足した分は、その期間の保険料がなかった20年間の標準保険料率の加算額が加算されます。

後納する保険料額は政令で定められた額を加算した額となります。

対象年度	平成27年度中に納付する年度の10月分の保険料額 (円)	
	当該の保険料額 (A)	加算した額 (B)
平成17年度	13,560	1,300
平成18年度	13,860	1,070
平成19年度	14,100	860
平成20年度	14,410	680
平成21年度	14,660	500
平成22年度	15,100	330
平成23年度	15,020	300
平成24年度	14,980	90
平成25年度	15,040	0
平成26年度	15,250	15,250

※ 加算額は、毎年、設定されます。



MC : (No.11 後納)

No.11のカードは、平成27年9月まで利用できる後納制度について説明しています。時効により納めることができなかった国民年金保険料について、過去10年分まで納めることができる制度です。年金受給資格の獲得や年金額の増額を希望する方へ案内してください。対象年度ごとの加算額と後納保険料額が掲載されていますので、当時の保険料に一定の金額が加算されることを説明してください。

なお、平成27年10月1日から平成30年9月30日の間は、現行の後納制度に代わって過去5年分の保険料を納付できる新たな制度が創設されます。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.12-1 特例追納** (詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ)

**特例追納制度**  
 特例追納制度とは、第3号被保険者が第1号被保険者になるための切替え手続きが2年以上遅れた方が、時効により納めることができない期間の国民年金保険料について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすこともできます。納付した期間が不足したことによる年度の保険料がなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

**特例追納の手続き**

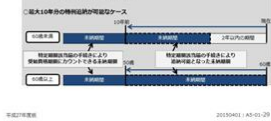
会社員 (第3号被保険者) → 第1号被保険者  
 専業主婦 (第3号被保険者) → 第1号被保険者  
 専業主婦 (第3号被保険者) → 専業主婦 (第1号被保険者) → 第1号被保険者  
 専業主婦 (第3号被保険者) → 専業主婦 (第1号被保険者) → 専業主婦 (第2号被保険者) → 第2号被保険者

※ 特例追納は、必ず年金受給資格を得る必要があります。

**お手続きのメリット**

- 届出することにより、年金受給資格を得られる場合があります。
- 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます。
- この制度 すでに年金受給している方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

○ 従来10年分の特例追納が可能なケース



**No.12-2 特例追納** (詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ)

**保険料額** (平成27年度における)


対象年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
17年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
18年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
19年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
20年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
21年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
22年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
23年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
24年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
25年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980
26年度	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980

※ 追納、10年以内の特例追納を納付することができる後納制度があります。後納制度が利用できる期間は、追納制度を適用して納付していることとなります。

**お問い合わせ先**

国民年金課  
 国民年金ダイヤル  
 03-726-011-090  
 03-726-011-091  
 03-5221-2013

受付時間  
 月曜～土曜 午前9時～午後7時  
 国民年金ダイヤル専用ダイヤル  
 03-726-011-090  
 03-5221-2013  
 ※ 日曜、国民年金ダイヤル専用ダイヤルは、12時～1時15分まで受付可能。



MC : (No.12 特例追納)

No.12のカードは、特例追納制度について説明しています。第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方が、時効により保険料が納付できない未納期間について過去10年分まで納めることができる制度です。特定期間該当届の手続きや特例追納をするメリットや保険料額が掲載されています。

すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合がありますので注意してください。



老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.15-1 生計維持関係の認定要件**

生計維持関係の認定要件

ご本人と配偶者が生計を同一としており、ご本人の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。詳細には次の要件を満たす必要があります。


**生計同一要件 いずれか**

- ① 配偶者と世帯員が同一世帯に属しているとき
- ② 配偶者と世帯員が世帯を異にしているが、世帯が世帯員より一であるとき
- ③ 配偶者と世帯員が世帯を異にしているが、次のいずれかに該当するとき
  - ア 既に配偶を併し、かつ、世帯主上の世帯を一つにしている世帯員がいないとき
  - イ 専業主婦、独居または世帯分離等のむねを明記した事項により世帯が世帯員より一であるが、次のような事実が認められ、その事実が認められたとき、配偶を併し、世帯主上の世帯を一つにする必要があるとき
    - (イ) 配偶者から生活費、療養費等の経済的負担を受けていること
    - (ロ) 配偶者のために定期的に看護、訪問があること

**かつ**

**収入要件 いずれか**

- ① 世帯の収入（世帯の収入が確定しない場合には、世帯の収入）が年額50万円未満であること
- ② 世帯の所得（世帯の所得が確定しない場合には、世帯の所得）が年額55万円未満であること
- ③ 一時所得が認められるときは、この所得のみを、前記①または②に該当すること
- ④ 所得が、ご本人または配偶者にないが、世帯分離の事実により、世帯（世帯員が世帯員）の収入が年額50万円未満または所得が年額55万円未満となることと認められること



MC : (No.15 生計維持の認定要件)

No.15のカードは、振替加算が支給される要件の一つである生計維持関係の認定要件について説明しています。生計同一要件と収入要件のどちらも満たす必要があります。

本人と配偶者の住民票上の住所が異なる場合などには、生計同一関係に関する申立書などの書類が必要となることを説明してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.16-1 請求後の流れ**

年金の請求と受取の

**No.16-2 請求後の流れ**

**No.16-3 請求後の流れ**

**No.16-4 請求後の流れ**

**No.16-5 請求後の流れ**



MC : (No.16 請求後の流れ)

No.16のカードには、年金の請求手続き後の流れと、日本年金機構から送られてくる年金証書や通知等の見本が掲載されています。年金請求書を受付けたときは、このカードを使って実際の受取りまでの流れを案内してください。



MC : (No.17 複数の年金を受け取る権利があるとき)

No.17のカードは、来訪者に老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利がある場合に、「1人1年金の原則」によっていずれか1つの年金を選択する必要があることを説明するときに使用します。この場合に老齢基礎年金の請求書とあわせて提出いただく必要がある「年金受給権選択申出書」は、この後の「請求書等記入例」に見本が掲載されています。



MC : (請求書等記入例)

お手続きガイドの後半には、請求書や添付書類等の記入例や見本が掲載されています。各種書類への記入方法を説明する際などに活用してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

～年齢早見表～（平成27年1月1日～12月31日）

年齢(男)	年齢(女)	年齢	年齢(男)	年齢(女)	年齢	年齢(男)	年齢(女)	年齢	年齢(男)	年齢(女)	年齢	年齢(男)	年齢(女)	年齢
大正14	1925	89	昭和19	1939	93	昭和29	1949	97	昭和39	1959	101	昭和49	1969	105
昭和19	1939	89	昭和29	1949	93	昭和39	1959	97	昭和49	1969	101	昭和59	1979	105
昭和29	1949	89	昭和39	1959	93	昭和49	1969	97	昭和59	1979	101	昭和69	1989	105
昭和39	1959	89	昭和49	1969	93	昭和59	1979	97	昭和69	1989	101	昭和79	1999	105
昭和49	1969	89	昭和59	1979	93	昭和69	1989	97	昭和79	1999	101	平成10	2000	105
昭和59	1979	89	昭和69	1989	93	昭和79	1999	97	平成10	2000	101	平成11	2001	105
昭和69	1989	89	昭和79	1999	93	平成10	2000	97	平成11	2001	101	平成12	2002	105
昭和79	1999	89	平成10	2000	93	平成11	2001	97	平成12	2002	101	平成13	2003	105
平成10	2000	89	平成11	2001	93	平成12	2002	97	平成13	2003	101	平成14	2004	105
平成11	2001	89	平成12	2002	93	平成13	2003	97	平成14	2004	101	平成15	2005	105
平成12	2002	89	平成13	2003	93	平成14	2004	97	平成15	2005	101	平成16	2006	105
平成13	2003	89	平成14	2004	93	平成15	2005	97	平成16	2006	101	平成17	2007	105
平成14	2004	89	平成15	2005	93	平成16	2006	97	平成17	2007	101	平成18	2008	105
平成15	2005	89	平成16	2006	93	平成17	2007	97	平成18	2008	101	平成19	2009	105
平成16	2006	89	平成17	2007	93	平成18	2008	97	平成19	2009	101	平成20	2010	105
平成17	2007	89	平成18	2008	93	平成19	2009	97	平成20	2010	101	平成21	2011	105
平成18	2008	89	平成19	2009	93	平成20	2010	97	平成21	2011	101	平成22	2012	105
平成19	2009	89	平成20	2010	93	平成21	2011	97	平成22	2012	101	平成23	2013	105
平成20	2010	89	平成21	2011	93	平成22	2012	97	平成23	2013	101	平成24	2014	105
平成21	2011	89	平成22	2012	93	平成23	2013	97	平成24	2014	101	平成25	2015	105
平成22	2012	89	平成23	2013	93	平成24	2014	97	平成25	2015	101			
平成23	2013	89	平成24	2014	93	平成25	2015	97						
平成24	2014	89												

平成25年10月1日～2025年9月30日

～年齢早見表～（平成26年1月1日～12月31日）

年齢(男)	年齢(女)	年齢	年齢(男)	年齢(女)	年齢	年齢(男)	年齢(女)	年齢	年齢(男)	年齢(女)	年齢	年齢(男)	年齢(女)	年齢
大正13	1924	89	昭和18	1938	92	昭和28	1948	96	昭和38	1958	100	昭和48	1968	104
大正14	1925	89	昭和19	1939	92	昭和29	1949	96	昭和39	1959	100	昭和49	1969	104
昭和18	1938	89	昭和28	1948	92	昭和38	1958	96	昭和48	1968	100	昭和58	1978	104
昭和19	1939	89	昭和29	1949	92	昭和39	1959	96	昭和49	1969	100	昭和59	1979	104
昭和28	1948	89	昭和38	1958	92	昭和48	1968	96	昭和58	1978	100	昭和68	1988	104
昭和29	1949	89	昭和39	1959	92	昭和49	1969	96	昭和59	1979	100	昭和69	1989	104
昭和38	1958	89	昭和48	1968	92	昭和58	1978	96	昭和68	1988	100	昭和78	1998	104
昭和39	1959	89	昭和49	1969	92	昭和59	1979	96	昭和69	1989	100	昭和79	1999	104
昭和48	1968	89	昭和58	1978	92	昭和68	1988	96	昭和78	1998	100	平成8	1999	104
昭和49	1969	89	昭和59	1979	92	昭和69	1989	96	昭和79	1999	100	平成9	2000	104
昭和58	1978	89	昭和68	1988	92	昭和78	1998	96	平成8	1999	100	平成9	2000	104
昭和59	1979	89	昭和69	1989	92	昭和79	1999	96	平成9	2000	100	平成10	2001	104
昭和68	1988	89	昭和78	1998	92	平成8	1999	96	平成9	2000	100	平成10	2001	104
昭和69	1989	89	昭和79	1999	92	平成9	2000	96	平成10	2001	100	平成11	2002	104
昭和78	1998	89	平成8	1999	92	平成9	2000	96	平成10	2001	100	平成11	2002	104
昭和79	1999	89	平成9	2000	92	平成10	2001	96	平成11	2002	100	平成12	2003	104
平成8	1999	89	平成9	2000	92	平成10	2001	96	平成11	2002	100	平成12	2003	104
平成9	2000	89	平成10	2001	92	平成11	2002	96	平成12	2003	100	平成13	2004	104
平成10	2001	89	平成11	2002	92	平成12	2003	96	平成13	2004	100	平成14	2005	104
平成11	2002	89	平成12	2003	92	平成13	2004	96	平成14	2005	100	平成15	2006	104
平成12	2003	89	平成13	2004	92	平成14	2005	96	平成15	2006	100	平成16	2007	104
平成13	2004	89	平成14	2005	92	平成15	2006	96	平成16	2007	100	平成17	2008	104
平成14	2005	89	平成15	2006	92	平成16	2007	96	平成17	2008	100	平成18	2009	104
平成15	2006	89	平成16	2007	92	平成17	2008	96	平成18	2009	100	平成19	2010	104
平成16	2007	89	平成17	2008	92	平成18	2009	96	平成19	2010	100	平成20	2011	104
平成17	2008	89	平成18	2009	92	平成19	2010	96	平成20	2011	100	平成21	2012	104
平成18	2009	89	平成19	2010	92	平成20	2011	96	平成21	2012	100	平成22	2013	104
平成19	2010	89	平成20	2011	92	平成21	2012	96	平成22	2013	100	平成23	2014	104
平成20	2011	89	平成21	2012	92	平成22	2013	96	平成23	2014	100	平成24	2015	104
平成21	2012	89	平成22	2013	92	平成23	2014	96	平成24	2015	100			
平成22	2013	89	平成23	2014	92	平成24	2015	96						
平成23	2014	89												

平成25年10月1日～2025年9月30日



MC：(年齢早見表)

年齢早見表は、誕生日から現在の年齢を素早く確認するために用意しています。その年の誕生日以降の満年齢が記載されていますので、誕生日前の来訪者の年齢は、表に記載の年齢から1をマイナスした年齢となることに注意してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

～特別支給の老齢厚生年金について～

受け取るための要件

- ・男性の場合、昭和49年4月1日以降に生まれたこと。
- ・女性の場合、昭和49年4月1日以降に生まれたこと。
- ・老齢厚生年金の納付期間が継続し、標準的な納付期間に満たない場合があること。
- ・厚生年金保険等に1年以上加入していること。
- ・65歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「種別(無職部分)」と「金額部分」の2つがあり、生年月日と性別により、支給開始年齢が異なります。


例示

年齢	無職部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
65歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
67歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
69歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
71歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
73歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
75歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
77歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
79歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
81歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
83歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
85歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
87歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
89歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
91歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
93歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
95歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
97歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
99歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
101歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
103歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
105歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金

～特別支給の老齢厚生年金について～

例示

年齢	無職部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
65歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
67歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
69歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
71歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
73歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
75歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
77歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
79歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
81歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
83歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
85歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
87歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
89歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
91歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
93歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
95歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
97歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
99歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
101歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
103歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金
105歳	標準部分	標準部分	特別支給の老齢厚生年金



MC：(特別支給の老齢厚生年金について)

このカードは、特別支給の老齢厚生年金を受け取るための要件と、生年月日・性別によって異なる受取り開始年齢をまとめた図を掲載しています。必要に応じて参照してください。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**- 年金請求窓口のご確認ほか -**

年金請求窓口のご確認

20歳から65歳までに加入していた年金制度の内訳によって、年金請求窓口は以下のように変わります。

年金制度の内訳	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入被保険者を含む)	市町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所

年金のご相談

問い合わせ先	窓口番号 (7桁番号)	受付時間
○年金事務所	00-0000-0000	平日：○時～○時 土日祝：○時～○時
市町村の年金相談センター	00-0000-0000	平日：○時～○時 土日祝：○時～○時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：○時～○時 土日祝：○時～○時
○市町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：○時～○時 土日祝：○時～○時

**- 年金請求窓口のご確認ほか -**

国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって異なり、それぞれの加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

種類	ご本人が？	加入の届出先は？	保険料の納付先？
第1号被保険者 (0歳以上 65歳未満)	学生 ・専業主婦 ・農林漁業者 等	国民年金センター または市町村役場	各自治体
第2号被保険者	会社員 ・公務員 等	勤務先で事業主が 届出	勤務先で納付 (勤務先が受取者)
第3号被保険者	第2号被保険者に 対象されている 配偶者	配偶者の勤務先が 届出	各自納付しない (国民年金に加入する年金 制度がない)

※なお、国民年金に任意加入する方は第1号被保険者と扱われます。



MC：(年金請求窓口のご確認ほか)

このカードには、加入していた年金制度の内容によって異なる年金請求窓口や、地域ごとの年金相談問い合わせ先が掲載されています。市町村ごとに地域の年金事務所等の電話番号や受付時間を記載してください。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**- 年金額の推移 -**

年 月	国民年金(第1号)		国民年金(第2号)		国民年金(第3号)	
	標準報酬月額	標準報酬額	標準報酬月額	標準報酬額	標準報酬月額	標準報酬額
2015年1月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2015年7月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2016年1月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2016年7月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2017年1月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2017年7月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2018年1月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2018年7月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2019年1月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2019年7月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2020年1月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2020年7月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2021年1月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2021年7月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2022年1月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
2022年7月	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円



MC：(年金額の推移)

このカードには、老齡基礎年金や障害基礎年金などの年金額の推移が掲載されています。年金をさかのぼって請求する場合などに参考としてください。



MC :

さて、老齢基礎年金の業務支援ツールについて、ひと通り説明してまいりました。実際の窓口相談において活用できるよう業務支援ツールそれぞれの記載内容を丁寧に確認してみてください。